

平成24年(ワ)第213号、平成25年(ワ)第131号、同第252号
平成26年(ワ)第101号 平成27年(ワ)第34号

福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 早川篤雄 外585名

被 告 東京電力株式会社

2016(平成28)年2月17日

福島地方裁判所いわき支部(合議1係) 御中

準 備 書 面 (175)
——山木屋地区の原発被害の状況——

原告ら訴訟代理人弁護士	小	野	寺	利	孝	
同	廣	田	次	男		
同	鈴	木	堯	博		
同	米	倉		勉		
同	坂	口	禎	彦		
同	高	橋	右	京		
同	笹	山	尚	人		
				外		

目次

第1　原告らの故郷・山木屋	4
1　はじめに.....	4
2　本件事故前における山木屋地区の概要	4
第2　本件事故発生と山木屋	18
1　本件事故発生直後の山木屋.....	18
2　計画的避難区域の指定	22
3　計画的避難区域指定後に山木屋住民が被った深刻な被害	23
4　避難区域の再編	24
第3　山木屋の放射能汚染の現状	26
1　山木屋の放射性物質の「除染進捗状況」と問題点.....	26
2　除染廃棄物の仮置場における長期保管	26
3　山木屋の除染に関する報道.....	28
4　「森林除染はしない」とする「国の方針」と被災地の反応	30
5　国の「方針」の問題点	32
第4　放射性物質の分布状況・移行状況、被ばくの影響に関する調査研究報告	33
1　文科省による放射性物質の分布状況調査.....	33
2　福島支援チーム千葉大による調査研究報告	34
3　福島大学環境放射能研究所の調査研究報告	37
4　放射性物質の分布・移行状況調査報告から指摘できること	37

5 里山の汚染対策に関する日本緑化工学会のアピール	38
6 山木屋の生物への放射能による影響.....	40
第5 山木屋地区の避難指示解除に向けての動き	41
1 山木屋のインフラ整備状況.....	41
2 準備宿泊制度の実施と住民の意向	44
第6 本件事故による山木屋の被害の回復困難性.....	46
1 地域コミュニティの崩壊	46
2 家庭での生活・職業（農林業）生活の破壊	47
3 精神的拠り所としての価値の喪失	48
4 自然とかかわり自然の恩恵を享受する価値の喪失.....	49
5 被ばくへの不安	49
6 生活行動の制限	50
7 生活上多大な不便と苦痛を強いられること	51
8 まとめ.....	51

第1 原告らの故郷・山木屋

1 はじめに

下記の原告ら（以下「原告ら」という。）は、本件事故当時まで、福島県伊達郡川俣町山木屋地区に居住していた山木屋地区の住民である。

原告らは、本件原発事故により、永年住み慣れた故郷を奪われ、山木屋地区から避難することを強いられた挙句、住居や生活の場はおろか生き甲斐までも失った。本件事故から5年目となる現在においても、故郷に帰還できる見通しは全く立っていない。

記

- ① 平成25年（ワ）第252号事件（第3次提訴）原告のうち
原告番号№83～107の原告101名（25世帯）
- ② 平成26年（ワ）第101号事件（第4次提訴）原告のうち
原告番号№118～143の原告108名（26世帯）
- ③ 平成27年（ワ）第34号事件（第5次提訴）原告のうち
提訴時原告番号№1～28の原告91名（28世帯）
- ④ 合計 原告300人（79世帯）

本準備書面では、川俣町山木屋地区が本件事故前はどのような地域であったか、本件事故によりどのような被害を受けたのか、現在はどのような状況にあるのか等を中心に、山木屋の被害の状況について総論的に主張する。

2 本件事故前における山木屋地区の概要

（1）山木屋の地域としての特徴（甲A227～234）

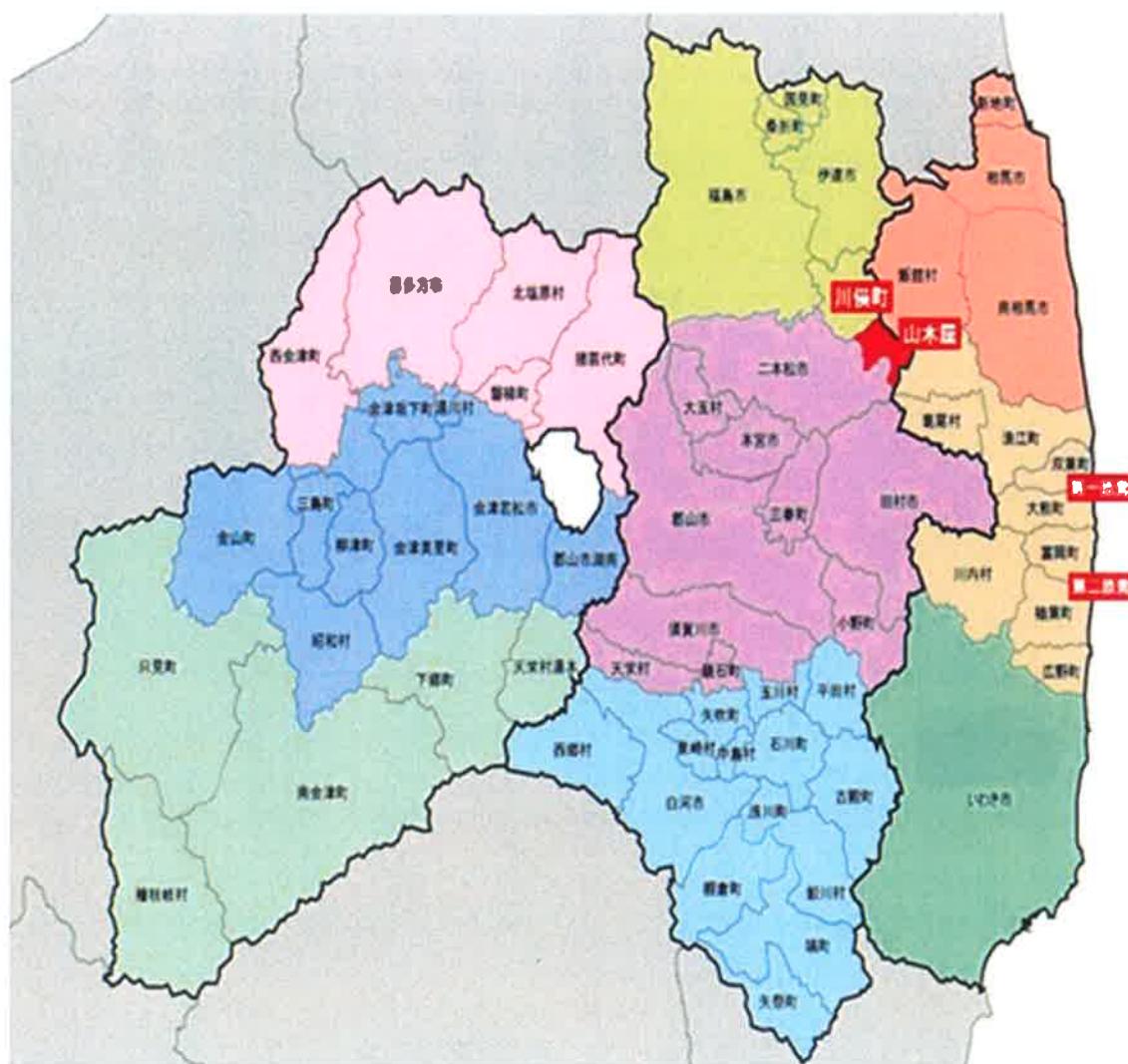
① 位置、標高等

福島県伊達郡川俣町山木屋は、福島市の東南約40キロメートル、阿武隈高原の標高540メートル以上の山中にあって、南と北の大部分が山岳地帯である。東西

約12キロメートルで南北がやや狭く、国道114号線が山木屋中央をほぼ南東から北西の方向に走り、その南北に水田帯、さらに山峡が延びている。地区中心部は河川沿いに平坦な農地が広がり、その周りをなだらかな丘陵地が囲んでいる。

本件事故を起こした福島第一原発は、山木屋地区の南東方向37～8キロのところにある。

山木屋地区の位置



甲 A 第97号証（菅野清一「本件事故前後の山木屋地区の状況」）の②

② 面積

川俣町の回答書（甲 A234）によると、山木屋地区全体の面積は 37.40 km²である。そのうち農地面積は 6.40 km²で 17.1% を占め、山林面積は 23.90 km²で 63.9% を占める。農地の平均標高は 600 m である。山木屋は福島県の典型的な中山間地域である。

③ 道路

山木屋の中心部を走っている一般国道 114 号線は、福島市を起点とし川俣町などを経て浪江町を終点とする、全長 69 km に及ぶ幹線道路である。山木屋が丁度その中間に位置し、重要な経過地となっている。この国道は「富岡街道」の別名で呼ばれることもあり、明治 22 年全面開通以来古い歴史を持っている。この国道から住民の各住宅近辺までは生活道路としての町道で結ばれている。

本件事故により発生した放射能も、この国道の谷筋に沿って北西方向に移動し、津島、飯館、山木屋を経て福島市に至るまで、各地を縦断的に汚染した。

⑤ 人口

山木屋の人口は、本件事故当時の 2011 (平成 23) 年 3 月現在では 1,241 人 (358 世帯) であった（甲 A234）。

⑥ 産業

山木屋の 350 世帯のほとんどが農業に従事し、約 2 割が専業農家であった。農家の大半は広大な農地と山林を所有して農業と併せて林業も営んでいた。

農地では、米を中心に、トマト、インゲンなどの野菜、葉煙草、花卉等が栽培されていた。山木屋は川俣町随一の稻作地帯であり、米作は大変盛んであった。

これらの農業を支えていたのが、水、堆肥となる落葉落枝、山菜、椎茸の原木などの豊かな山林の資源をもたらしてくれる里山であった（甲 A243）。

里山は豊富な山林資源と「山の幸」を生み出していた。

木炭は良質のものを産しており「山木屋炭」として有名であった。山中から、山菜、のそば・山芋・栗・くずなどが採れた。「山木屋わらび」もよく採れ、かつては江戸幕府への二本松藩からの献上品として有名であった。薬草としては、かつら

・せんきゅう・せんぶり・げんのしょうこ・またたびなどが採れた。川俣紫の原料となる紫根も山中から採れた。野鳥も多く、きじ・山鳥などには江戸時代には「山鳥運上金」という名の租税が課せられたほどである。

なだらかな丘陵地では牛の放牧が行われ、家畜や家禽の畜産業が盛んであった。

山木屋地区の全景（平成25年8月）



（甲A97の①）

⑥ 行政区

川俣町山木屋は、既存の集落をもとに11の行政区に分かれている。それぞれの行政区は、川俣町の行政と密接に関連しながら、地域の諸課題の解決や地域福祉の向上に努め、地域コミュニティーの中心となっている。

（2） 山木屋の歴史（甲A228～）

現在の伊達郡川俣町山木屋地区は、1889（明治22）年の町村制施行により安達郡山木屋村として自治体を形成したが、1955（昭和30）年に1町7カ村が合併して川俣町の一部となった。

江戸時代には「山小屋村」（やまこやむら）と表記され、明治以降も公的な資料では「やまこや」となっていたが、その後「やまきや」に転化した。「やまこや」の名が示すとおり、山木屋は奥山の小さな山村であった。かつては安達郡の隠れ里と言われ、近代に至っても僻村の代名詞として使われることもあった。

山木屋にいつごろから人が住むようになったのかははっきりしていないが、少なくとも7000年～8000年前には住んでいたといわれる。原始時代は、縄文狩猟民の楽園として海・山両族の交流地点であり、古墳時代末期には既に農耕文化が普及し、古代より養蚕・絹産業が繁栄していたことは、考古学的研究により明らかにされている。川俣町には山木屋を中心として226箇所の遺跡が確認されているが、そのうち約4割は縄文時代遺跡である。

中世の武家社会の時代においては、相馬、安達、田村、伊達の諸豪族の交錯する国境の村として戦乱の地になったこともある。高冷地のため、近世になると、冷害・凶作による自然の脅威に度々曝されていたことが史実として語られている。

他方で、人間の生活維持にとって不可欠な塩や海産物を内陸に運んだ「塩の道」が、相馬から阿武隈山系を越え、二本松、会津へと通じていたが、山木屋は「塩の道」の宿場として諸藩から重視されていた。「塩の道」は、産業、経済、文化が運ばれる道でもあり、宿場は栄えた。山木屋には、そのような文化財的な遺跡群も多く遺されている。

明治時代の山木屋村は、3年に1回は冷害凶作が発生した冷害常習地帯であった。大正、昭和になっても、山木屋は冷害の脅威に曝されていたが、村民は、馬を飼い、木炭を焼き、煙草、種ジャガイモを栽培し、単作の山田に稻を植えるなどして、人間も自然の一員として自然を受け入れつつ、自然に働きかけてきた。

わが国では明治から昭和初期にかけて養蚕業が最盛期を迎えたが、山木屋でも農地の斜面を桑畠として利用できるため養蚕が盛んに行われた。わが国の絹織物は横浜港から海外に輸出され、横浜ではシルクスカーフの製造が盛んになり「横浜スカーフ」の名で一時は世界シェアの8割を占めるほど有名になったが、実際にはその

半分は山木屋を含む川俣の蚕による「川俣シルク」であった。川俣シルクは、民話の「天女の羽衣」を思わせるものと言われるほど世界一薄くてしなやかな絹織物であり、「日本三大羽二重」として海外でも珍重された。そのため昭和初期から川俣シルクを横浜港へ運ぶ手段として川俣～松川～横浜ルートの国鉄川俣線が開通していた。

しかし、養蚕は、やがてナイロン等の化学繊維に圧されて廃れていき、代わりに、山木屋では葉タバコが生産の主体となっていった。戦後、葉タバコ生産の最盛期には山木屋全世帯の65%（昭和60年当時、全世帯416戸のうちの213戸）が葉タバコ生産に携わった。

また、昭和の時代にわが国が戦争に突き進む中で、山木屋は軍馬の産地となり、村の山を草刈場にして軍馬を育てた。戦後は、馬に代わり牛が飼育されるようになり、昭和30年代から酪農に移っていった。

戦後、外地からの引揚者など約50戸が山木屋に入植し、古くからの住民とともに地域の発展に尽くした。

このように、時代の移り変わりの中で、山木屋は、山奥の小さな山村でありながら、その時々の国の産業に大きく貢献してきた。厳しい自然の中で、村民は知恵を絞り合って村興しのために協力しながら全力を挙げた結果、やがて豊かな自然環境を享受することができるようになった。

1961（昭和36）年の農業基本法制定に伴い、山木屋基盤整備事業が始まるとともに、それまで農家を悩ました深湿田や漏水田がなくなり、農業機械化が進み、土作りと品種改良により米生産量も飛躍的に伸びた。その結果、山木屋は川俣町唯一の稻作地帯となった。

こうして、山木屋の自然環境を活かしながら、長年にわたり村民が相互に協力し協同する社会関係が構築されるに至った。それは、冷害に悩まされる山木屋村民のそれを克服するための努力の成果であり、したたかに生きる農民の叡智の結晶でもあった。

山木屋は800年の歴史が脈々と息づいていたのである。

山木屋の田植えの風景（平成18年5月）



（甲 A97の③）

（3） 山木屋の生活

かつては「冷害の村、山木屋」といわれるほどに厳しい自然の中にあった農山村地域の山木屋は、村民が力を結集し、土作りをはじめとして懸命な努力を尽くしたことにより、1970（昭和45）年から1975（昭和50）年にかけて著しい発展を遂げた。わが国の高度経済成長の成果を巧みに吸収できたことも幸いした。

国道114号線が完備し、それから各集落へと通じる川俣町道は拡張され整備された。急坂もなくなり立派な道路となって女子中学生の自転車隊が乗用車に伍して走るようになった。

農地の交換分合と基盤整備事業が完了し、1枚3反歩の大きな水田も至る所に出現在した。直線の水路に平行して自動車が通れる耕道が縦横に走るようにもなった。近代的な農機具が導入され、耕耘から田植え、除草、薬剤散布、収穫にいたるまで、

人力に代わってすべて機械が担うようになった。「冷害の村山木屋」のイメージは払拭され、それは遠い昔語りとなった。

水田に呼応して畑もブルドーザーにより拡張整地された。広大な煙草畑が展開し、その間には鉄骨造りの煙草乾燥場の建物が点在し、川俣町一円で生産された葉煙草を収納する施設も新設された。最盛期には葉煙草の売上高が7億円を突破したこともある。山木屋は県北地方第一の葉煙草生産地となった。

山木屋地区の随所に見られるなだらかな丘陵地では酪農が盛んになり、法人経営や個人経営による牧場や畜産団地が存在し、数多くの乳牛、和牛、豚、鶏が飼育されていた。さらには桑畠や寒冷地蔬菜園も広がり、山木屋の高原野菜は柔らかく甘みがあって直売所でも人気があった。近年では生花栽培農業が高冷地の地理的条件を生かして発展し、発色良く長持ちするなどの高い評価を得ていた。また、畜産農家から生ずる堆肥は稻作農家へ有機肥料として提供され、それにより生産された稻の副産物である稲藁は家畜の飼料や敷料として畜産農家側に提供されるという、循環と相互依存関係が存在していた。

さらに、通信会社や鋳物工場などの工場も操業し、農工一体の農村構造となっていた。舗装された道路が各家の庭先まで延びて自家用車や大型の農耕機が出入りしていた。自家用車の保有率は川俣町一番であった。

こうして、山木屋住民の生活レベルも飛躍的に向上した。

山木屋の酪農（平成15年8月）



(甲 A97の④)

(4) 山木屋の自然

上述のように、山木屋は大きな変革を遂げた。文字通り驚嘆に値する急変だったとも言われている。しかし、幸いなことに山木屋の自然は破壊されなかつた。高度経済成長時代には全国的に自然が破壊され公害が多発したが、山木屋は、自然を損なわずに、公害もほとんど発生させずに、風土に即した変容を成し遂げたということができる。

山木屋の自然のなかで、特にその保護に留意すべきものとして、分布の南限であるスズランやミズバショウなどをはじめ、ハコネサンショウウオの生息地やゲンジボタルの生息地などがあげられる。また、社寺地や屋敷内に残る古木にも、地方の歴史と自然とのかかわりあいを秘めているものが少なくない。

山木屋は、豊かな森林に囲まれ樹木が繁茂し、四季折々の美しさをたたえている。山木屋の空と水と緑は限りなく美しい。四季の花が咲き乱れ、緑が照り映えている。春になると蝶が舞い、初夏の風物詩である蛍灯が乱舞し、清冽な溪流にはイワナが泳ぎ、セミやカブト虫が老樹に留り、赤トンボが稻穂に羽を休め、秋

には山の幸が豊かに実り秋祭りには獅子舞が力強く舞い、その夜の名物の花火大会が夜空を彩る。そして、冬になると深い氷雪に覆われた銀世界が訪れる。気温はマイナス20度に近い時がある。

春は山菜、秋にはキノコを取り、畠からは何時でも新鮮で豊富な野菜が取れた。収穫した米や、漬け物、味噌等は常に一年分以上貯蔵していた。野菜や漬け物の味は作る人によって皆違い、お互いに自慢しつつ分け合っていた。

山木屋の住民は人間も自然の一員として自然を大切にしている。山木屋の地下を流れる水や湧水は清冽で美味しい。山木屋の住民は自ら掘った井戸水や湧水からの引き水を飲料水・生活用水として使っているので、山木屋地区には上水道施設は必要なく、存在もしない。

山木屋の生活は、かつては自然との闘いの中にあった。しかし、長年に渡る村民挙げての懸命な努力と知恵によって、自然との調和ある生活を見事に実現することができた。自然豊かな山木屋では、自然環境を保全するための地域の活動が大変活発であった。「緑の少年団活動」がその例である。

(5) 緑の少年団活動（甲 A229、230）

昭和40年代から全国各地で国土緑化推進とともに「緑の少年団」結成の動きが進んできたが、これは、次の時代を担う子供たちが、緑とのふれあいを通して、緑を愛し守り育てる心を養い、ふるさとを愛し、人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とするものであった。山木屋の緑の少年団活動は、福島県下でもとりわけ活発であった。

「山木屋小学校緑の少年団」は、1980（昭和55）年の結成以来、山木屋小学校の生徒と教師、これに物心両面の指導援助をする成人の「育成会」が一体となって、地域の緑化推進と環境保全を目的とした様々な活動に取り組んできた。例えば、3ヘクタールに及ぶ山林に杉やケヤキなどを植林して親子の森と名付け毎年手入れしながら次代に残す活動、自然をよく観察し森林の機能などを学習す

る活動、自然愛護を人々に呼びかける緑の羽根街頭募金運動、地域ぐるみの植樹や緑地帯の手入れなどの緑化運動などである。

山木屋小学校緑の少年団は、その優れた活動が評価され、ほぼ毎年、以下のような表彰を受けてきた。

昭和 56・57・58 年度 国土緑化推進委員会委員長賞

昭和 59・60 年度 県知事賞

昭和 63 年度 県教育委員会教育長賞

平成元年度 緑化推進運動功労者内閣総理大臣賞・県知事賞

平成 2 年度 朝日森林文化賞奨励賞

(途中略)

平成 18 年度 内閣府「善行青少年及び青少年健全育成功労者賞」

平成 19 年度 国土緑化推進機構理事長賞

平成 22 年度 国土緑化推進機構「緑化コンクール緑化功労賞・みどりの奨励賞」

(6) 山木屋の伝統文化

山木屋では昔から伝統的な文化が培われてきた。とくに有名なものは獅子舞と山木屋盆踊りである。

「三匹獅子舞」は、山木屋地区の八坂神社へ奉納するものである。この起源は、一説によれば、永禄年間（16世紀）に、山の猛獸が現れて田畠を荒らすので、村中相談の上、獅子舞を神様に奉納して村の安全と五穀豊穫を願ったことに始まるといわれている。「昔山ノ獸類多數里ニ出テ耕作物ヲ荒シタル為メ神様ニ獅子ヲ奉納シテ基ノ災害ヲ免レタル古例ニ依ル」とも記されている（紺野清人著「獅子民俗」昭和 2 年刊）。

八坂神社への奉納は、毎年 10 月第一日曜日とされ、踊り手は、小学 4 ~ 5 年生から選ばれ、毎年交代している。囃子方は踊り手の卒業生を中心に、横笛、太鼓、謡いを習得し、伝統文化の保存に努める。祭礼の当日、“宿”に朝早く関係者が集まり、獅子は“あいさつ”的舞を踊りながら、八坂神社の境内に入る。境内でまず、

“一庭”（ヒトニワ：約10の演目を一通り演ずること）を踊り、午後までに全“三庭”を踊って、その後、神社を出て“門付け”（依頼のあった家の軒先で踊ること）に向かうが、“門付け”は30軒にも及ぶ。最後に、“宿”に到着して、庭先で最後の“一庭”を踊って、“直会（なおらい）”となる。山木屋住民は、1か月前からこの日に向けて総がかりで様々な準備をし、当日は総出でこの獅子舞を鑑賞する。この行事を通じて住民の統合がなされていた。

三四獅子舞は、1964（昭和39）年に川俣町無形文化財に指定され、1967（昭和42）年に伊勢神宮の新穀感謝祭への奉納が許された。1993年（平成5）年と2013（平成25）年の伊勢神宮式年遷宮にも福島県の代表として奉納している。

他方、山木屋には、住民にとって夏の頃の一番の楽しみである盆踊りが二種類ある。一つは江戸中期から踊られてきた山木屋甚句で、やぐらに乗った音頭取りと踊り手が掛け合いで謡う素朴な踊りである。もう一つは大正の頃から加わったヒヨーキ踊りで、浜通りヤッチキ系と言われる軽快な踊りである。お盆には山木屋由縁の者が大勢集まり老若男女を問わず誰でも参加できる踊りであるため、世代間の交流や若い男女間の交流を深める機会ともなり、地域コミュニティの形成に大きな寄与を果してきた。山木屋盆踊りは、第4回福島の芸能祭りにも参加し公演したことがある。

また、山木屋では婚礼や上棟式などの祝い事には、謡曲（喜多流が中心）が付きものである。地区により流派は異なってもそれぞれ時折集まって練習を重ね伝承されていた。それが絆の強いコミュニティを形成する原動力の一つになっていた。

以上のとおり、山木屋では伝統文化は祭事の中で発展し、祭礼を通じて村民の団結や協働関係が保持され強化されてきた。祭礼は共同体統合のシンボルとして機能していた。信仰文化と伝統文化が渾然と融合して村民の絆をしっかりと結びつけていたのである。

八坂神社祭礼・三匹獅子舞（平成16年10月）



（甲A97の⑨）

三匹獅子舞について「やまきやのくらし 昔のなりわいと生活」（農村高齢者役割向上対策事業生活史編集委員会・昭和62年発行）には次のように記述されている。

「山木屋獅子は伝統に満ちた由緒ある獅子舞であり、山木屋の永久平和を守り続けて、今後も山木屋繁栄の基礎として未来まで何時までも続く事でせう。」

（7）田んぼリンク（甲A231、232）

山木屋には「田んぼリンク」として知られる「絹の里やまきやスケートリンク」がある。子供たちに冬場の体力づくりと遊び場を提供しようと、冬季には厚い氷の張る田んぼを利用して1983（昭和58）年に設けられたスケートリンクである。その後ここで毎年、川俣町スピードスケート大会が開かれるようになった。山木屋の子供たちはこのリンクから福島県代表の国体選手へと育っていき、海外にまで遠征するようになった。

「絹の里やまきやスケートリンク」で遊ぶ子供たち（平成20年1月）



（甲 A97の⑪）

（8） 地域コミュニティとしての山木屋地区

山木屋地区では、地域住民が日常的に集い、広大な原野での草刈り共同作業をはじめとして、集落道や用排水路の共同維持管理、共同墓地の維持管理、寺社の存続、冠婚葬祭、病気や火災などの不時の災難への対応等々、地域共同体において相互に扶助し合いながら生活を維持してきた。

生活の利便性の高くない中山間地域では、本来行政の担うべき仕事を住民が肩代わりして行政代替機能を果たしていた。例えば、町道・生活道の清掃、整備、維持、補修、除雪や税金の徴収などである。川俣町全体では現在94の集落に納稅組合があるが、山木屋地区でも本件事故前は約5割の集落で納稅貯蓄組合があつて、行政に代わって住民が収納対策をも講じていた。

このようにして山木屋は地域コミュニティとしても豊かな発展を遂げてきたのである。

草刈りの共同作業（平成20年6月）



(甲 A97 の⑬)

第2 本件事故発生と山木屋

1 本件事故発生直後の山木屋

(甲 A233)

2011（平成23）年3月11日、東日本大震災が発生した。川俣町でも震度6弱を記録し、住宅、工場、町役場庁舎などの一部の建物が損壊し、町道、林道の路面の亀裂や沈下などの被害が生じた。それでも山木屋は、浜通りに比べれば地震による直接の被害は少なく、地震発生直後は、浜通りからの避難者に対する支援者でもあった。ところが、3月15日午後に風向が北西方向に変わり、福島第一原発から30数キロメートルの地点にある山木屋地区でも放射性物質による高濃度の汚染が生じたため、支援者は急きょ避難者に変わらざるを得なくなった。

しかし、原発事故が発生してから何日間も、山木屋には国や県からは避難や放射線防護の指示は全くなかった。住民にとって身近で頼りになるはずの行政機関である川俣町からも、本件事故発生から6日間というもの何の情報も伝えられなかつた

住民は町内全域停電の影響でテレビも見られず、行政からの情報もないため、どう対処したらよいのか分からずに不安の中で怯えていた。

国道 114 号線は、浪江町、双葉町方面から福島方面に避難のために向かう自動車の列が続き、停電のために信号機も止まっていたこともあり、事故後何日も車の渋滞が起こった。そして、その国道の 80 キロメートルすべてが避難者の車で埋まり全く動かない状況が続いた。山木屋住民はそれを間近に見ながら、同様に避難すべきかどうかの判断もつかず、不安だけがますます募っていった。

そのような状況の下で、川俣町消防団山木屋分団の団員は手分けをして、自主避難や戸締り・火の用心を広報して緊急車両で回ったところ、町長から「何の指示も出していないのに動くな」と注意される事態も起こった。町当局が対策本部の説明のため公式に山木屋地区を訪れたのは 3 月 18 日になってからであり、自治体の混乱ぶりが目立った。

やがて、山木屋住民も避難した方がよいと判断して避難を実行する者が増えていった。同年 3 月 19 日には山木屋地区からの自主避難者は地区住民の半数近い 50 人を超えるに至った。避難しなかった者も、避難した者も、相当な放射線量の被爆を受ける結果になった。

結局、山木屋の住民は、本件事故により避難を余儀なくされ、山木屋地区は他の近隣町村同様に高濃度汚染にさらされて壊滅的な打撃を被ったが、特に土壌汚染は深刻であった。

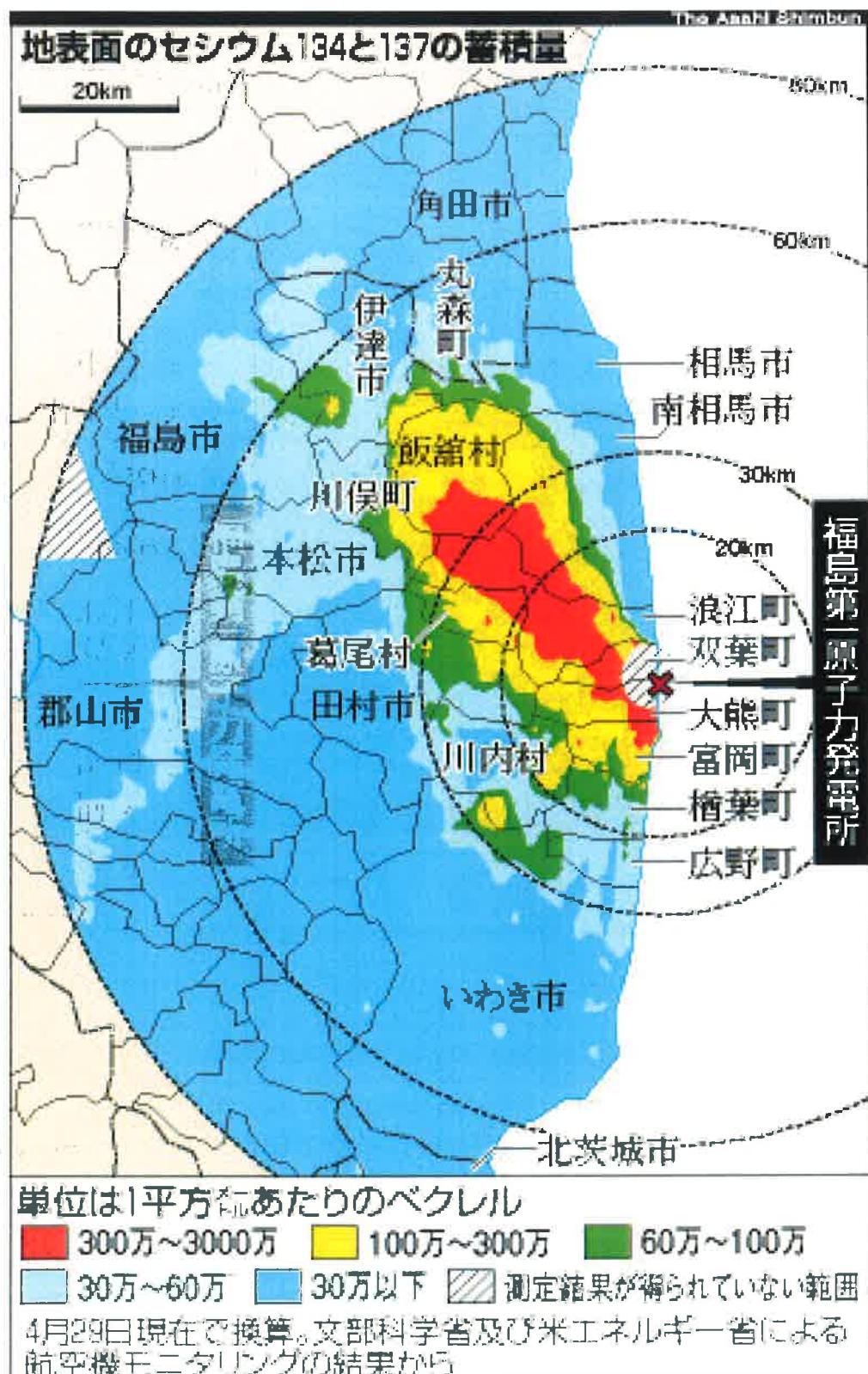
空間線量は、本件事故直後の 3 月 17 日には、山木屋郵便局前で 1 時間当たり 15.7 μSv に達した。6 月から 7 月にかけての文科省調査による土壌線量は、山木屋地区最高値が「山木屋広久保山」（浪江町との境界付近）の畠において、セシウム 134 とセシウム 137 の合計で 1 m^2 当たり 165 万 Bq/kg を記録した。この数値はチェリノブイリの厳戒管理区域の 55 万 $5,300 \text{Bq}/\text{kg}$ を遙かに超えるものである。

山木屋地区の土壤汚染数値（平成23年8月28日文部科学省発表）

No.	土壤採取箇所			Cs134濃度 (Bq/m ²)	Cs137濃度 (Bq/m ²)	空間線量率 (μ Sv/h)	Cs134+137合計 (Bq/m ²)	土壤換算数値 (Bq/kg)	農水省土壤換算数値 (Bq/kg)
	大字	字	地目						
1	山木屋	下田代	田	212,314	232,267	0.99	444,581	7,410	2,470
2	山木屋	広久保山	畑	783,624	866,382	5.73	1,650,006	27,500	9,167
3	山木屋	上田代	畑	174,697	192,029	1.82	368,726	6,112	2,037
4	山木屋	八木西	畑	286,984	292,200	2.00	559,184	9,320	3,107
5	山木屋	木ノ間山	畑	564,021	641,024	4.10	1,205,045	20,084	6,695
6	山木屋	新地切	田	156,109	171,325	1.51	327,434	5,457	1,819
7	山木屋	桑ノ山	田	165,708	184,195	1.71	349,903	5,832	1,944
8	山木屋	石平山	牧場	225,884	247,622	1.22	473,506	7,892	2,831
9	山木屋	東ノ沢山	畑	232,912	253,982	4.02	486,894	8,115	2,705
10	山木屋	寺前	田	208,621	229,942	3.30	438,563	7,309	2,436
11	山木屋	下長橋	田	179,334	199,527	1.98	378,861	6,314	2,105
12	山木屋	北口人山	田	218,084	244,651	3.09	462,735	7,712	2,571

(甲 A97の②)

セシウム134と137の蓄積量（平成23年4月29日現在）



(甲A97の②)

2 計画的避難区域の指定

本件事故から1か月経過した4月10日、年間積算放射線量が20ミリシーベルトを超すおそれのある山木屋地区は、健康被害のリスクがあることから、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言等により、約1か月の期間を目途に避難する「計画的避難区域」に指定する旨の通告が国からあった。

その後、国は4月22日に、原子力災害対策特別措置法第20条第3項に基づき、山木屋地区を計画的避難区域に指定した。

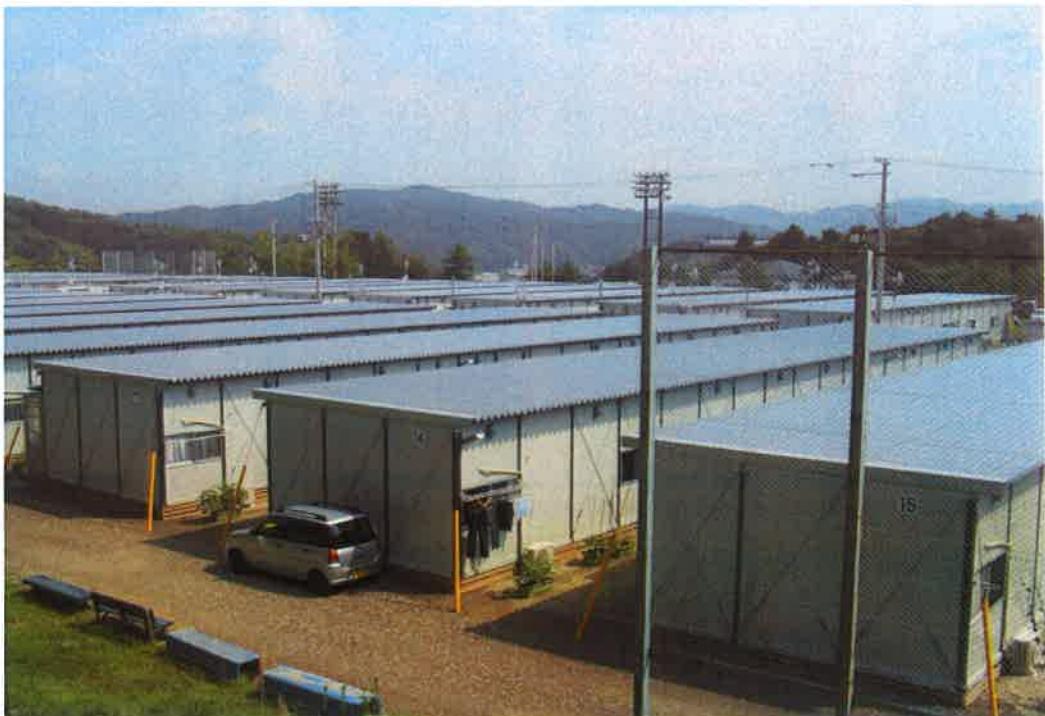
4月18日から、山木屋幼稚園児10人と山木屋小・中学校の児童生徒91人は、約10キロメートル離れた川俣町中心部の幼稚園や学校へバスで通学を開始するようになった。子どもたちは自宅に戻ることなく、避難宿泊施設と化した町合宿所で過ごした。

川俣町当局は、5月末日までの避難に向け、町内外の公共施設や旅館、介護施設など第一次避難先を確保し、6月末には仮設住宅200戸が完成した。本件事故前の地域コミュニティを考慮し、入居希望者には行政区単位の入居を勧めた。仮設住宅以外にも借り上げ住宅（民間の賃貸アパート等）等を確保した。

避難した住民の合計は、5月末までに1,236名に、6月末には1,249名になり、山木屋地区住民の98.7%が避難した。避難指示の出た区域内では人影がなくなり、取り残された多くの家畜、家禽、ペットが衰弱したり死亡したりした。

避難後は、仮設住宅等においてストレスの高まる中で、今までの生活環境とはおよそかけ離れた不便な生活を強いられている。

山木屋住民が暮らす仮設住宅（平成23年5月）



(甲A97の②)

3 計画的避難区域指定後に山木屋住民が被った深刻な被害

山木屋の住民が計画的避難区域指定後に被った被害は極めて深刻であり、筆舌に尽くしがたいものがある。

この状況の一端は、福島地方裁判所第一民事部の平成26年8月26日付け「自死事件判決」（平成24年（ワ）第102号損害賠償請求事件）で明らかにされている。

本件は、山木屋地区三道平において家族とともに平穏に暮らしていた農家の主婦の渡邊はま子が、本件原発事故により避難を余儀なくされこと等が原因となって2011（平成23年）7月1日に自死するに至ったとして、その相続人が被告東京電力に対し損害賠償を請求した事案である。本判決は計画的避難区域指定後の山木屋の状況について以下のように認定している。

「本件事故により、山木屋地区の空間放射線量率は平時の数十倍に上り、その影響が長期間続くことが懸念された。そのため、政府は、山木屋地区の農地への作付けを制限するなどの対策をとり、山木屋地区を計画的避難区域として設定した。計画的避難区域の設定により、住民は区域外への避難を余儀なくされる結果、避難指示が解除されるまで、事実上、区域内に有していた家屋等の不動産を使用、収益、処分すること、そこで生活をし、仕事をすることなども不可能又は困難となった。また、原告幹夫及びはま子は、本件事故により山木屋地区が計画的避難区域として設定されたことにより、それまで同居していた原告憲一及び原告宏明との別居を余儀なくされた。

これらの事情及び後記のとおり、山木屋地区への帰還の見通しが持てない状況にあったことに照らすと、はま子は、本件事故により山木屋地区が計画的避難区域に設定されたことによって、山木屋や自宅で生活し続けることができなくなり、家族形成の基盤でありまた地域住民とのつながりの場としての自宅、自宅での家族の共同生活、地域住民とのつながり等、生活の基盤ともいるべきもの全てを相当期間にわたって失ったと認められる。

はま子が生活の基盤ともいるべきもの全てを相当期間にわたって失ったことは、財産そのものを喪失したものではないが、家族や地域住民とのつながりをも失ったという点で大きな喪失感をもたらすものであり、ストレス強度評価における『多額の財産を損失した又は突然大きな支出があった』（強度Ⅲ）、『家族が増えた又は減った（子供が独立して家を離れた）』（強度Ⅰ）場合と同等かそれ以上のストレスを与えたものであり、そのストレスは非常に強いものであったと認められる。」（「判決要旨」の抜粋）

4 避難区域の再編

川俣町議会は、2013（平成25）年7月26日、計画的避難区域に指定されていた山木屋地区の行政区11のうち、2012（平成24）年3月31日

時点の年間空間放射線量に基づき、20ミリシーベルト超～50ミリシーベルト以下が半分ほどの乙第8区（帰還困難区域に指定されていた浪江町に接する行政区）を居住制限区域に、20ミリシーベルト以下の地域がほとんどの他の10行政区を避難指示解除準備区域にすることを承認した。この再編は同年8月8日午前0時に行われた。

2014（平成26）年10月1日現在での山木屋住民登録数は、1,180人（356世帯）、そのうち乙第8区は126人（42世帯）である。



第3 山木屋の放射能汚染の現状

1 山木屋の放射性物質の「除染進捗状況」と問題点

山木屋地区は、これまで国の直轄事業として放射性物質の「除染作業」が行われてきた。

環境省「除染情報サイト」（甲A259）には、2015（平成27）年12月31日時点における川俣町の「除染の進捗状況」として、除染実施率は、宅地・森林・道路が100%、農地が99%とあり、山木屋での除染はほぼ終了したかのように記載されている。

しかし、この「除染作業」自体が極めて問題の多いものであり、山木屋地区における除染が終了したとは到底言えないような状況にある。

「除染作業」の様々な問題点のうち、ここでは、次の重大な2点について、以下に順次述べる。

第1は、除染廃棄物の仮置場に山積みされた除染廃棄物の長期保管の問題である。

第2は、「森林は除染しない」とする国の方針の問題である。

2 除染廃棄物の仮置場における長期保管

山木屋の除染廃棄物の主な仮置場は、国道114号線などの幹線道路沿いの水田である。山木屋は中山間地で平地が限られているため、主な仮置場用地としては国道沿いの一等農地というべき水田が選ばれた。山木屋の除染廃棄物が詰められた黒いフレコンバッグが5段組みに山積みにされ、その高さは5メートルに達する。この仮置場は山木屋に38か所あり、仮置場面積は100ヘクタール、除染廃棄物の総量は約58万6000トンに及ぶ。

山木屋の仮置場には2014（平成26）年10月から除染廃棄物の搬入が開始され、いまもなおフレコンバッグが増え続けている。この仮置場の現場は放射性物質の脅威を改めて示すものとなっている。

山木屋の水田に作られる仮置場（平成25年9月）



(甲 A97の㉙)

仮置場をめぐる最大の問題の一つは、除染廃棄物フレコンバッグの搬送先となる中間貯蔵施設の整備が完全に行き詰まっていることである。これを立地する予定地とされている大熊、双葉両町の地権者との用地交渉が難航しているため、国が 2011（平成 23）年 10 月に仮置場の用地の保管期限を「3 年程度」と告知した期限がとっくに過ぎていても、中間貯蔵施設の用地確保の目途が全く立っていないというのが現状である。そのため、山木屋の仮置場から除染廃棄物フレコンバッグをいつ搬出できるかという見通しが立たない。

除染廃棄物フレコンバッグの「仮の置場」は、「半永久的な置場」になるかもしれない、と住民は思っている。住民は、除染廃棄物の仮置場での長期保管によって環境等への悪影響が生じることに強い不安を募らせている。除染廃棄物の保管場所と混在する農地や住宅地に帰還できるとは考えられず、またそのような気持ちには到底なり得ないというのが、大方の住民の意向である。川俣町役場の回答（甲 A23

4) も「学校の再開に当たって保護者の不安となっていることは、通学路に積まれたフレコンバッグの存在です。」として仮置場の問題を憂慮している。

3 山木屋の除染に関する報道

(1) 朝日新聞

2012（平成24）年8月30日付け朝日新聞（甲A236）は「限定的森林除染に反発 福島側『住民に不安感』」との見出しのもとに、「森林の除染を限定的にとどめようとする国の方針案に、福島県側が反発している。同県は面積の約7割を森林が占める。有識者による環境省の検討会が29日、地元関係者を招いて急きよ実施したヒアリングでは『森林の除染は住民の安心や林業振興につながる』などと村長から反論が噴出。検討会はこの日の意見も踏まえたうえで、今秋にも森林除染の方向性を示す。」と報じている。

さらに、2012（平成24）年9月3日付け朝日新聞（甲A237）は、川俣町と自治会が行った山木屋住民へのアンケート結果を報じている。これによると、国が計画している除染を疑問視する住民が多いとし、「計画では、宅地とのその周辺20メートルを対象とし、農地は年1回——などを基本としているが、これにより『居住できるようになる』と考えている人は9%だけ。62%が『居住できない』と答えた。町側は複数回の農地除染や山林も含めた除染を国に要望している。」としている。

(2) 福島民報

2014（平成26）年4月22日付け福島民報（甲A238）は、「森林除染に課題」との見出しのもとに、「川俣町山木屋地区でも除染を本格化させる準備が整った。5月から除染作業員約3千人が投入される。」と報じつつ、「原発事故前まで約六十事業所あった川俣町山木屋地区で再開した事業所はない。」「川俣町の古川道郎町長は『住民が立ち入る里山は除染すべき。生活に密着した森林を再生しな

ければ、山木屋の復興は難しい』と強調。国に森林除染の実施を要望する。」と報じている。

(3) 河北新報

2014（平成26）年5月28日付「河北新報」（ネット配信）（甲A239）は、「除染が進めば進むほど除染廃棄物の“黒いピラミッド”が高くなる」との見出しのもとに、山木屋の除染廃棄物フレコンバッグが山と積まれた仮置場の下記写真を掲載している。



ピラミッド状に積まれた除染廃棄物の山。避難住民は、除染の進み具合を複雑な思いで見詰めている=福島県川俣町山木屋地区

CLOSE X

（2014年5月28日 河北新報）

そして、「福島第1原発事故で住民が地区外で避難生活を送る福島県川俣町の山木屋地区で、除染廃棄物の山が日に日に存在感を増している。山中に出現した「黒

いピラミッド」は除染が進んだ証しだが、『帰還する気がなえる』という声もあり、避難住民の胸中は複雑だ。」と報じている。

(3) 東京新聞

2015（平成27）年9月7日付東京新聞（甲A240）は、「半年後にも帰還川俣町・山木屋地区」「除染しても・・・不信・不安」「暮らし 取り戻せるのか」との見出しのもとに、以下のように報じている。

「放射性セシウムなどの除染作業も、環境省によれば、山木屋地区の宅地では既に終わった。残すは農地や道路などというわけだが、そう思っていない住民もいる。町内の仮設住宅に避難中の六十代女性は『自宅周辺で測ると、いまも毎時二～三マイクロシーベルトの場所がある』と話す。数値は事故前の五十倍以上。山木屋地区の東隣の飯館村と浪江町には帰還困難区域があることも気になる。女性は『帰って大丈夫か。除染に来た人に『体に影響が出ないぐらいまでにやってもらえるの？』と聞いても、はつきり答えてくれなかつた』と話す。」

「放射性物質のほかにも複数の問題がある。まず、生活に欠かせない水を確保できなくなっている。町の担当者は『山木屋地区の三百五十世帯は事故前、井戸水や沢からの引き水を使っていた。避難中にポンプや配管が劣化したり、水脈が枯れたりして、多くの世帯で蛇口から水が出なくなった』と語る。」

「除染で表土を剥がされた農地の問題もある。山木屋地区の住民の多くは農業に携わるが、菅野さんは『養分が詰まった表土は作物の出来を左右する【命】とも言えるもの。取り除かれ、元に戻すには少なくとも五年はかかる。その間はおそらく、まともに作物がつくれない。どう収入を確保したらいいか』と言う。」

4 「森林除染はしない」とする「国の方針」と被災地の反応

(1) 「森林除染はしない」とする「国の方針」決定とその後の動き

環境省は、2015（平成27）年12月21日、「20メートルを範囲とした生活圏以外の森林は原則として除染しない」との「方針」を環境回復検討会

に示し（甲A241）、「国は住民の生活圏から離れた森林について、除染で落葉を取り除くことで土砂が流出するなどの悪影響が懸念されるとして、除染を行わない方針を固めました。」と報じられた（甲A242）。

この國の方針に対しては、福島県の森林組合や帰還を目指す住民からは、「林業成り立たぬ」と、批判や不安の声が上がった（甲A243）。

2016（平成28）年1月4日には福島県と被災市町村は、國の方針を見直すよう環境省に要望し（甲A244）、浪江町議会は、同年1月22日付「地域再生と森林除染を一体にした環境回復対策の強化を求める要望書」を環境大臣・復興大臣に提出した（甲A247）。

同年2月3日には福島県双葉郡の8つの自治体の議長らが井上環境副大臣と会談し、國の方針は住民の帰還意欲をそぐとして、住民の生活圏以外の森林についても除染を行うよう要望した（甲A245）。

このような被災地の強い反発を受けて、政府は「方針」を見直す方向で調整に入った。同年2月2日の福島民報（ネット配信）（甲A246）によると、政府は、森林除染について、実施対象を生活圏に加え「里山」にも広げる方向で調整に入り、復興庁と環境省、農林水産省による作業チームで3月11日までに実施方針を取りまとめることになった、と報じられている。

しかし、森林除染はあくまでも限定期的にとどめるとしてきた國の方針が一挙に転換するとは到底考えられない。

（2）浪江町議会の要望書

浪江町議会は、2016（平成28）年1月22日、環境省の方針は「極めて遺憾であり、認め難いものである」「避難解除や復興加速に逆行することは明らかである」として、国に対し「地域再生と森林除染を一体にした環境回復対策の強化を求める要望書」（甲A247）を提出した。

その主な部分を抜粋すると以下のとおりである。

「森林それ自体が生活圏そのものである。したがって、森林除染の実行は特別に重要な地域再生の課題である。

・ ・ ・ ・

もし『森林除染見送り』ということになるならば、県土の回復も、生活圏の安全も、子供たちを含めた帰還への意欲にも重大な影響を及ぼすであろうことは言うまでもない。

よって、環境省は『森林除染見送り』の方針を根本から見直し、関係省庁と連携し『生活再建と地域の再生を可能にする』以下の施策を緊急に実施するよう強く求めるものである。

- 1 国は、県、市町村と連携して森林除染計画を速やかに策定し、計画的な除染を進めること。
- 2 帰還困難区域を含む山間部の環境保全のために生活圏及び農地除染は勿論、林道・森林整備計画を策定し、除染対策を一体的に進めること。」

5 国の「方針」の問題点

浪江町議会の要望書のとおり、本件事故で県土全体が放射性物質に汚染され県土の約7割が森林を占める福島県の復興・地域再生の要求に対して、「森林除染はしない」とする国の方針は、逆行するものである。

森林除染をしないということは、福島県の被害住民の重要な生活圏である里山を切り捨てるものであり、その結果は被害地の住民自身を切り捨てことにつながるものであって、現代の「棄民政策」と言わざるを得ない。

以上のとおり、山木屋における除染作業の最大の問題点は、山木屋地区全体の面積の約64%を占める山林については、住宅に隣接する山林の住宅境界から20mまでの範囲を除いて、除染対象とされていないことである。

前記の環境省「除染情報サイト」（甲A259）によると、除染対象数量は、「森林」が約500ha、全体で合計約1,388haである。除染対象となる森林約500haは、山木屋の山林面積2,390haのうちの21%でしかない。山木屋の山林面積の79%、全体面積の63%（山木屋の総面積3,740haから除染対象面積約1,388haを差し引いた除染対象外の面積は約2,352ha）が除染の対象から外されている。

大部分の原告らの居住地のすぐ裏側は山林である。山木屋での生活は、住居周辺や農地だけでなく、背後の山林での山菜の栽培や森林資源の活用をはじめ、山林における水や物質の循環に依拠することによって成り立っている。山木屋住民にとっては、山林それ自体が重要な生活圏である。

山林の大部分について除染が行われないことによる影響は極めて深刻であり、住民が帰還できるような状況には到底ならない。

それは、以下のような放射性物質の分布状況や移行状況に関する調査研究報告からも指摘することができる。

第4 放射性物質の分布状況・移行状況、被ばくの影響に関する調査研究報告

1 文科省による放射性物質の分布状況調査

（甲A248）

文部科学省は、福島第一原発から放出された放射性物質の地表面や森林等の環境における包括的な移行状況を確認するため、山木屋地区をモデル地区として、森林内外への移行、及び土壌侵食による移行、並びに土壌表面から地下水・河川水等への移行状況について、2011（平成23）年6月から8月まで調査を実施した。それに基づき森林内の葉に含まれる放射性セシウムの濃度に関する調査結果を公表した（平成23年9月14日）。

その要旨は以下のとおりである。

- ① スギ壮齡林はスギ若齡林や広葉樹混合林に比べて、明らかに放射性セシウムの総蓄積量が多い。
- ② スギに含まれる放射性セシウムの量は、根や葉から吸収する量よりも枝葉や幹に付着している量の方が多い。
- ③ スギ林及び広葉樹林の地表面に堆積した放射性セシウムは、リター層※¹に多く存在する（全放射性セシウム量の約50%以上）。

2 福島支援チーム千葉大による調査研究報告

「福島支援チーム千葉大」は、近藤昭彦教授（環境リモートセンシング研究センター・大学院理学研究科・〈専門〉地理学・水文学）らを中心とする調査研究チームであり、山木屋地区において継続的に調査研究活動を進めているが、以下はその報告内容である。

(1) 2013(平成25)年6月18日・除染技術実証事業の提案 (甲 A249)

【前提となる事実】

- ① 阿武隈山地の放射能汚染地域は山村である。
- ② 山村では生業は田畠、住居周辺だけではなく、背後の里山流域における水・物質循環に依存して成り立っている。
- ③ 避難が解除された後の暮らしの安全・安心を担保するためには山林を含む里山流域におけるモニタリング手法の確立、および里山生活圏の環境対策の作成が不可欠である。

【提案】

※¹ リター層 (Litter layer) とは、森林において地表面に落ちたままで、まだ土壤生物によってほとんど分解されていない葉・枝・果実・樹皮・倒木などが堆積している層のこと、すなわち落葉落枝類及び動物の糞などのデトリタスの堆積した層のこと。デトリタス (Detritus) とは、生物遺体や生物由来の物質の破片や微生物の遺体、あるいはそれらの排泄物を起源とする微細な有機物粒子のこと。

以上の事実を前提とした「地域的かつ詳細なモニタリング技術」を提案するとしている。

(2) 平成25年度川俣町報告会(2014(平成26)年3月2日)

(甲A250)

① 空間線量率について

空間線量率は山木屋地区北部では低地で相対的に低く、高標高域（山林）と常緑針葉樹林帯の南東側（原発側斜面）で空間線量率が高い傾向にある。これは山林における放射能対策の必要性を示すものである。

② ホットスポット、ホットゾーンの存在について

地形、植生に対応した複雑な空間線量率分布の存在が認められる。これはホットスポット、ホットゾーンの存在を示すものであり、選択的対策の必要性を示すものである。

③ 放射性セシウム濃度について

放射性セシウム濃度は、全体的に尾根に近いほど高く、リター層で高い。これは放射能対策を行う場所の特定など放射能対策のあり方への示唆を与えるものである。

④ 山林対策について

放射性セシウムの大半は落葉層及び分解の進んだ落葉層に保持されているが、土砂がゆっくり斜面を移動して、谷底に到達すると、降雨時に水流近傍で土砂とともに流出する。放射性セシウムは山ではあまり動かないが、河川を通じて移行する。

これに対する対策としては、落葉層及び分解の進んだ落葉層を剥がすこと（除染）、ためること（隔離）、移行防止（封じ込め）が必要である。

(3) 平成26年度川俣町報告会(2015(平成27)年3月14日)

(甲A251)

① 斜面ではどこに放射性セシウムがあるのか

落葉層（リター層）、根系マット層（F層）に大半の放射性セシウムが存在しており、土壤層（A層）への移行はまだ少ない。

② 落葉層の表面汚染密度の季節変化

秋季に落葉層の表面汚染密度が増加する。

③ 流域で考える

流域から放射性物質が流出する唯一の経路は溪流であるので落葉の移動を止める必要がある。放射性セシウムの大半はリター層、F層に保持されているが、ゆっくり斜面を移動し、谷底に到達すると、降雨時に流出する。

④ チーム千葉大学の提案

山村における暮らしの最小単位としての里山流域においては、田畠・居住空間を含む里山流域を単位として暮らしとの関わりの程度に応じて優先順位をつけ、放射性物質の詳細分布調査を実施し、除染・封じ込め・隔離等の放射能対策を講じる。

（4）近藤昭彦「放射能汚染の実態評価と生活再建の課題—川俣町山木屋地区の場合一」（甲A252）

「帰還後の暮らしの場には被曝による健康リスクが確実に存在する。」

「山林における暮らしは里山としての流域の山林における水・物質循環から恵みを受けて成り立っている。よって帰還を目標とするためには山林域における放射性物質の分布を知る必要があった。・・・山木屋地区北部における調査で明らかになつたことは、低地部の空間線量率は相対的に低いが、高標高の山林域に高い領域があることである。また、山地斜面における空間線量率、よって放射能汚染の程度は空間的に不均質であることも明らかとなった。数m離れると空間線量率が変わることがあり、特に原発方向に向いた南西側斜面では落葉広葉樹林から常緑針葉樹林に入ると一気に空間線量率が上がる場所もある。」

3 福島大学環境放射能研究所の調査研究報告

(甲 A 255)

福島大学環境放射能研究所の調査研究プロジェクトは、福島県内でいくつかの環境の異なる測定点を定め、さまざまな森林環境における放射性核種の長期的な動態調査と挙動の解明を目的として、本件原発事故により派生した放射性セシウムの森林環境での移動の調査を行った。それに基づき、以下のように報告している。

「平地と違い森林内では放射性物質は直接地表に沈着するのではなく、まず樹木の枝葉に沈着し、時間の経過によって下に落ちてくると考えられる。

樹冠・枝葉に沈着した放射性物質は雨水によって地表に下りてくる。または落葉・落枝となって地表に落ちる。さらに地表に落ちた放射性物質は、雨水の影響で落葉・落枝から土壤表層へ移動する。

森林内の土壤表層は有機物質（リター層）であり、これも平地とは環境が大きく異なる点である。

土壤に浸透した放射性物質は、深さ 10 cm 程度の間にとどまり、大きく移動することはないといわれている。しかし大雨による土砂災害などにより森林外へ流れ出る可能性もある。また、森林内部にも依然として放射性物質が存在し、それらがどのように移動・循環し、環境や生態系にどのような影響があるのかは詳しくわかつていない。

「このように森林環境での放射性物質の挙動を把握するために、様々な角度から観測を継続していくかなければならない。」

4 放射性物質の分布・移行状況調査報告から指摘できること

以上の放射性物質の分布・移行状況調査報告に基づき、以下の点を指摘することができる。

山木屋は、山林が全体の面積の 64 % を占める中山間地域であり、住民の生活は、田畠、住居周辺だけではなく、背後の里山流域における水・物質循環に依存

して成り立っている。山木屋の農業を支えていたのが水、堆肥となる落葉落枝、山菜、椎茸の原木などの豊かな山林資源をもたらしてくれる里山であった。しかし、放射性物質の沈着は人から里山の恵みを長期間にわたって奪ってしまった。山木屋における暮らしを取り戻すためには、田畠、居住地区に加えて、里山の放射能対策を行う必要がある（甲A254）。

ところが、現状では、山林は住宅境界から20メートル以内の範囲を除き除染の対象とならない。

山木屋の山林（里山）にはスギ林や広葉樹林がいたるところ存在しているが、その地表面に堆積した放射性セシウムは、リター層に多く溜まっている。これが、やがて、流域の水・物質循環を通じて、斜面を移動し、谷底に到達し、降雨時に渓流へと流出ってきて、住民の日常的な生活圏に侵入するのは必至である。それにより、住民の健康リスクが著しく高まることになる。

さらに、以下の専門家の指摘のとおり、山木屋の山林の除染がなされない限り、汚染物質は長期にわたって生態系内を循環しつつ拡散し、住宅の除染の効果も保持できなくなる。

原告らが山木屋にいくら帰還したいと願っていても、山林が除染されない山木屋の環境は、残念ながら、人間が通常の生活を送れるような場には到底戻ることはないであろう。

5 里山の汚染対策に関する日本緑化工学会のアピール

日本緑化工学会は、2012（平成24）年9月9日付けで「原子力災害被災地の里山の汚染対策に関するアピール」（甲A256）を出している。この学会は、自然再生をテーマにしたアジア最古の学術団体であって、24年間の研究実績を持つ「日本緑化工研究会」を母体として平成元年に学会になり、産・学・官の研究者や技術者を中心に幅広い会員が参加して活動を行っている（同学会ホームページ）。

以下は同アピールの抜粋であるが、その趣旨は「農山村の復興のためには里山の汚染対策は必要不可欠な基盤的条件」としていることである。

「東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法による除染特別地域および汚染状況重点調査地域には広大な森林域が含まれており、その取扱いが問題となっている。とりわけ除染特別地域は阿武隈山系を覆っているため、その大部分が森林域かあるいは森林に隣接した農山村であり、その生活・生業は森林と深く結びついてこれまで成り立ってきた。放出された放射性物質の主体であるセシウム 137 はカリウムと似た生物学的性質を持つと同時に、半減期が 30 年と長いために、かりに汚染を放置すれば、長期にわたって生態系内を循環し、あるいは除染された農地を二次汚染し、生活や生業の再建を妨げる危険性がある。さらに、当該区域は阿武隈川をはじめとする河川流域の最上流に位置しており、今後の汚染物質の二次拡散にも十分に配慮する必要がある。

・ ・ ・ ・

1. 除染特別地域に組み込まれた農山村の復興のためには、里山の汚染対策は必要不可欠な基盤的条件である。その実現のためには、除染事業、賠償、復興補助事業の様々な方策が縦割りではなく有機的に関連づけられ、住民自身を前向きに支援する必要がある。そのコーディネータ、プロデューサとしての役割を政府には十全に果たしていただきたい。
2. 里山の汚染対策は地域復興計画に位置づけ、適切・着実に実行していただきたい。その際、汚染対策は除染ばかりではない。人の立ち入りが少なければ、汚染物を持ち出さない隔離や封じ込めという手法も採用できる。汚染と土地の状況、水源・水路・農地など生活・産業基盤との関係に応じて、汚染対策手法を適切に適用して総合的に対処するべきである。」

6 山木屋の生物への放射能による影響

(1) 山木屋地区のワタムシに奇形が出ているとの調査結果

山木屋地区で、アブラムシの一種「ワタムシ」の成育異常（触覚の一部欠損などの奇形）が出来ていることが北大農学研究院の秋元信一教授（昆虫学）らの研究チームの調査で分かり、同教授は原発事故による被ばくの影響が疑われるとして、さらに詳しい調査を進めるという報道（2012（平成24）年8月16日付北海道新聞）がなされている（甲A257）。

(2) ヤマトシジミへの生物学的影響に関する調査結果

本件原発事故の生物への影響をめぐっては、2012（平成24）年8月に琉球大の研究グループ・大滝研究室が、蝶の一種であるヤマトシジミに生理的遺伝的損傷を引き起こしたとする調査結果を発表した（甲A258—2012/8/9「福島原子力発電所事故のヤマトシジミへの生物学的影響」）。

さらに、大滝研究室の最新論文である事故後3年間のモニタリング結果をまとめた論文（甲A258—2015/2/10「ヤマトシジミにおける異常率の時空間的な動態」）では、以下のように、汚染地域におけるヤマトシジミ成虫の異常率レベルが高かつたことが報告されている。

「汚染地域においては成虫（野外）の異常率は、急速に増加し2011年秋（5世代目）にピークに達することがわかった（この現象は低汚染地域では見られなかった）。また、飼育個体における総異常率（幼虫、前蛹、蛹期における死亡と成虫期における形態異常を含む）も、2011年秋（5世代目）または2012年春（7世代目）でピークに達した。飼育個体の異常率レベルが野外個体よりも高かつたことから、野外個体群では実際にはさらに多くの死亡と異常が出現していたことを示している。そして重要なことに、これらの野外個体群および飼育個体群での異常率の上昇は、2012年秋（11世代目）、2013年春（13世代目）には正常なレベルに戻った。さらに、同様の結果が、1分当たりの捕獲頭数の変化や地面線量だけでなく、原発からの距離と成虫の異常率との間でみられる相関係数の変化においても得られた。これらの結果は、初期

の世代で生理的・遺伝的な不利益が発生し蓄積するが、それらは後に減少し正常値に戻ることを明らかにした。」

第5 山木屋地区の避難指示解除に向けての動き

1 山木屋のインフラ整備状況

山木屋のインフラ整備状況について川俣町役場へ質問状を出したところ、同役場から回答（甲A234）が得られた。その内容は以下のとおりである。山木屋の復興に向けての町当局の懸命な努力にもかかわらず、山木屋のインフラ整備は極めて困難であり、いずれ避難指示の解除が行われるにしても、住民が帰還できるような状況にはならないと考えられる。

(1) 住民が受診できる医療機関・診療所の施設

(回答) 「川俣町国民健康保険山木屋診療所の再開に向けては、平成26年度から平成27年度にかけて大規模改修を行いました。避難指示解除の時期に合わせて、平成28年度中に再開できるよう準備を進めています。」

(2) 救急指定病院や夜間診療がうけられる病院への高齢者の受診体制

(回答) 「救急指定病院は、済生会川俣病院が指定されていますが、夜間診療所はありません。」

(3) 福祉施設・介護サービス

(回答) 「山木屋地区には、福祉施設はありません。」

(4) 小売業関係の商店（コンビニ、ガソリンスタンド、クリーニング屋、床屋、宅配業者等）、郵便局、町内金融機関等の営業関係

(回答) 「地域のコミュニティーの維持、生活支援などを目的として、山木屋地区の中心部に復興拠点（商業施設）施設の整備計画があります。」

(5) 犯罪防止・治安対策

(回答) 「引き続き、山木屋地区地域安全パトロール隊事業を継続していきます」

(6) 防犯灯の修繕状況

(回答) 「山木屋地区内には、全部で177箇所の街路灯を設置しています。随時修繕を実施して、全箇所正常な状態で稼働しています。今後の見通しとしては、LEDの交換や、町民の要望があり次第街路灯の新設を検討していく方針です。」

(7) 災害公営住宅の整備事業の進捗状況

(回答) 「本町の避難区域住民向けの町営の災害公営住宅は、本年8月に入居できるよう本町（避難区域以外の場所）に40戸を整備しています。また、本町を含む避難区域住民向け県営の災害公営住宅は、本年10～12月に入居できるよう本町（避難区域以外の場所）に80戸の整備が進められていて、本町への割り当ては12戸となっています。」

(8) 山木屋地区内の野生動物（野生状態になった家畜等の鳥獣を含む）の数・種類に関する調査等の有無

(回答) 「調査はしていません。」

(9) 鳥獣による被害の状況

(回答) 「除染後の農地や畦畔をイノシシによって荒らされる等の被害が発生しています。」

(10) 鳥獣被害対策

(回答) 「実証栽培を実施している圃場については、補助事業を活用して電気柵を導入しています。山木屋地区については、平成26年度は104頭、27年度は4月から11月で139頭のイノシシを捕獲しています。」

(11) 植物の生態に関する事故前後での変化に関する調査

(回答) 「調査はしていません。」

(12) 農業再開に関する取組み

(回答) 「補助事業を活用し、水稻の実証栽培を実施している圃場があります。平成27年産米のモニタリング検査において、国が示している基準値を超えるものはありませんでした。また、一部の花き農家による花き栽培も実施されています。」

(13) 小中学校再開への取組み、事故前後の教員数・生徒数の変化の見込み

(回答)

① 学校再開時における学校の形態

「学校の再開に向け、平成27年7月山木屋小・中学校支援推進協議会を立ち上げ、新学校モデル構築の在り方等について協議中ですが、帰還に当たっては「山木屋小・中一貫校」として再開することを確認しています。」

② 学校施設等の整備状況

「学校を再開するにあたっては、山木屋小学校の施設を活用し小・中一貫校として開設することとしています。すでに山木屋小学校の学校施設（校舎及び体育館）等の整備は完了しています。今後は、中学生対象の特別教室及びプール等の整備が必要です。」

③ 再開時における教員数、児童生徒数の変化

「県や他市町村に避難している児童生徒がほとんどのため、現在のところ推計できません。」

④ その他

「学校の再開に当たって保護者の不安となっていることは、通学路に積まれたフレコンバッグの存在です。仮置き場の汚染土壌は、放射線を遮蔽しているため仮に安全だとしても、心情的にフレコンバッグが積まれた通学路を通学させることに抵抗感をもつ保護者は多い状況です。」

(14) 町役場機能の復帰に関する取組み

(回答) 「山木屋地区において町役場機能を担う場所として、山木屋生活改善センター内に「山木屋出張所」を開設していましたが、原発事故以降は山木屋地区が避難指示区域となったことから、町役場機能を停止して山木屋出張所は休止しています。現在、山木屋生活改善センターの除染作業や建物内部の清掃は完了して、電気、水、電話についても使用可能な状況です。町役場機能を復帰するために山木屋出張所

を再開する場合は、職員体制、事務用機器・備品の整備、P C 機器・L A N の整備が必要となります。」

(15) 行政区機能の復帰に関する取組み

(回答) 「行政区機能の復帰は、避難者が川俣町内だけではなく県外にまで及ぶことや、必ずしも震災前の関係を維持したい人ばかりではないことから、現在のところ困難と言わざるを得ません。ただし、造成中の復興住宅が完成すればそこについては新たな行政区を作る予定です（他町村用の復興住宅は除く）。また、帰還がはじまれば行政区機能も復帰に向かう予定です。心配なことは、復帰が進んでも高齢者が中心と考えられるため、震災以前と同じ対応が可能か否かというところです。

また、市町村レベルの話しではなく国がいつまで避難者ということで居所に住所を置かないでよいという特例を認めるのかというところも重要なファクターです。居所に住所を設定し、そこで税金も納めることになれば、もはやそこで生活している住民ということであり、当町の住民ではなくなってしまいます（逆の場合もあります）。そうなると行政区機能がどの程度回復できるのか不明なところです。

以上のように、行政区機能の復帰には様々な要因が絡み合いますので、その時々の現実に沿って対応するしかない状況です。帰還者が少ないから行政区を合併するという考えも浮かんできますが、ただでさえ一人の受け持つ範囲が広い山木屋の行政区を合併しても、回覧一つ回せないようでは問題があり悩ましいところです。」

(16) 運動場や公園の復活に関する取組み

(回答) 「運動場（社会体育施設）はありません。また、該当する公園もありません。」

(17) 社寺の復活に関する取組み

(回答) 「社寺については、行政（生涯学習課）は関与できないため、被害状況等は把握しておらず、対応もしておりません。」

2 準備宿泊制度の実施と住民の意向

(1) 山木屋の準備宿泊

国の原子力災害現地対策本部は、避難指示の解除に向け、山木屋地区で、住民に3ヵ月間の長期滞在を認める「準備宿泊」を2015（平成27）年8月31日から実施した。準備宿泊の実施は、田村市都路地区、川内村、檜葉町に続き4例目である。

この「準備宿泊」は、故郷への帰還を現実のものとするため、避難指示が解除された場合に、円滑に生活が再開できるよう、自宅の本格的な清掃や修繕、農地の管理、店舗や事業所等の本格再開に向けた準備作業等を進めやすくする環境を整えられるよう、住民の長期の宿泊滞在を可能とするものである、と説明されていた。

ところが、この準備宿泊の登録者は、同年11月29日現在、対象555世帯1193人のうち31世帯79人であり（甲260）、世帯で6%（人口で7%）にも満たなかった。さらに、この登録者のうち実際に準備宿泊した者は30%程度であった。これが山木屋の現実である。

(2) 準備宿泊の延長とインフラの未整備

準備宿泊に登録した山木屋住民の数がこの程度に終ったため、国の原子力災害現地対策本部は、同年11月30日、山木屋地区の避難指示の解除に向け、準備宿泊を2016（平成28）年2月29日まで3ヵ月間延長すると発表した。

現地対策本部の副本部長は延長の理由について「井戸や商業施設、診療所の整備などが不十分で、避難指示解除の時期にないと判断した」と説明した。30日の町議会全員協議会では議員から「宿泊者のための救急医療や除雪の体制に不安があり、国や町は早急に対応してほしい」といった意見が出たという（2015（平成27）年12月1日河北新報オンラインニュース）（甲A260）。

以上のとおり、山木屋地区の避難指示の解除に向けた動きに対しては、井戸、商業施設、診療所、救急医療体制など、インフラが未整備であるとして、避難指示解除の時期にないとするのが住民の意見である。

第6 本件事故による山木屋の被害の回復困難性

1 地域コミュニティの崩壊

前述のとおり、山木屋地区は豊かな自然環境の下で農業が盛んであったが、放射能汚染により田畠も山林もその機能が失われている。農地や住宅地周辺を除染しても、より広大な山林を含め地域を丸ごと除染することなくしては、山木屋地区の再生はあり得ない。

また、山木屋地区の約340世帯1200人の大部分の住民が帰還し、本件事故以前の日常生活が復活できなければ、これまでの山木屋での生活を維持することは到底できない。

帰還する住民が少なければ、本件事故前に存在していた商店、金融機関、診療所、ガソリンスタンドなどの住民生活の基盤となる施設も存続し得なくなり、その結果、住民の日常生活が成り立たなくなる。

地域農業の実際の担い手は60代後半からの高齢者であるが、仮に将来山木屋の除染が行われたとしても、その間に農業の担い手がいなくなるのは必至である。

山木屋では、高価な大型農機具や農業施設を共同で維持管理しているケースが多いため、帰還しない住民が多数に上れば、それらの維持管理は経済的にも不可能となる。しかも、大型機械の操作や作業は高齢者では困難であるため、若手の農業者が帰還しなければ農地や用水路の維持管理も不可能である。道路の除雪作業一つをとっても、本件事故以前は大型トラクターを持っている人がその地区内の除雪を行っていたので、今後は除雪すら簡単にはできないことになる。

水田を管理する場合でも、仮に30戸の集落で5戸しか帰還しなかったとすると、5戸の水田に水を引こうとしても、残り25戸の水田を通らなければならず、2

5戸の水田の管理ができない以上、5戸の水田には水を引くことは不可能となる。しかも、水田の病害虫駆除については、5戸の水田だけ病害虫駆除の消毒作業をしても、消毒作業をしない残りの25戸の水田で病害虫が発生してしまえば、何の意味もなくなる。

農業は自然を相手として営まれるものであるため、元の山木屋のように集落全体で総合的・系統的に農地を維持管理できなければ、農業 자체が成り立ち得ない。

山木屋の郷土芸能は、それぞれの集落で祖先から脈々と受け継がれてきたものである。放射能汚染の不安で子供達が帰還しなければ、山木屋の伝統文化を受け継ぐ者がいなくなる。山木屋地区には400年の歴史を誇る「三匹獅子舞」が2つあるが、現在は神社で祭礼奉納することは到底できない。貴重な伝統文化である郷土芸能はまさに存亡の危機に瀕している。

寺社も、檀家や氏子が減少すれば、維持できなくなる。その結果として、葬式や祭礼も実施が困難になる。

山木屋地区のような地域共同体として成り立つ社会は、人間関係、産業、風俗習慣、祭事、宗教も含め、何百年もかけて築き上げられてきたものであるが、本件事故は、それらすべてを奪い去り、自然を相手に暮らす農村社会に住む人間の生活基盤そのものを根こそぎ奪い去ってしまった。

本件事故による避難によって、地域コミュニティにおける住民の日常生活も成り立たなくなり、農業等の産業も荒廃し、何百年も続けてきた伝統的な地域文化遺産までが破壊された。

以上のとおり、地域生活利益として挙げられる機能（①生活費代替機能②相互扶助・共助・福祉機能③行政代替・補完機能④人格発展機能⑤環境保全・維持機能）が失われたのである。まさに地域コミュニティは、全面的に崩壊し、回復不能の状態になったことは明かである。

2 家庭での生活・職業（農林業）生活の破壊

山木屋は中山間地域であり、山木屋のほとんどの世帯が先代から農林業を引き継いでこれに従事していた。山木屋住民の家庭生活は農地や山林を基盤として成り立っていた。農繁期などには家族総出で農業に従事し、それが家族の絆を強固なものにしていた。しかも農業と林業を一体的に営んでいたので、農業を維持するうえで山林の果たす役割は大きなものがあった。農業を支えていたのが、水、堆肥となる落葉落枝、山菜、椎茸の原木などの豊かな山林の資源をもたらしてくれる里山であったが、放射性物質の沈着は人から里山の恵みを長期間にわたって奪ってしまうことになった（甲A254）。

本件事故により家族がばらばらになってしまった原告も多数いる。放射能汚染が深刻であるのに、除染対象地が限定的で山林の約80%が除染対象になっておらず、農地除染の効果も検証されていないので、農業に対する期待が打ち砕かれてしまった。仮に農業を再開できたとしても風評被害により農産物の出荷も望めない。若者たちの多くは山木屋の復興・再生に見切りをつけ、地元から遠く離れたところで全く別の仕事に携わるようになっている。今後農林業を引き継いで山木屋を復興させようとする若者はほとんどいないかもしれない。その結果が家族の分解である。

山木屋住民の家庭での生活も職業生活もほぼ完全に破壊されている。

3 精神的拠り所としての価値の喪失

原告らは、山木屋内に住居を構え、家族がその住居を基盤としてそれぞれの暮らしを営み、また地域の人々との交流を深めてコミュニティを形成していた。このような山木屋での暮らしは、客観的な地域生活利益にとどまらず、その暮らし 자체が何十年、何百年という歴史と伝統を持った山木屋の地域・土地に根差していたものであるから、精神的拠り所としての価値を有するものであった。

しかし、現在の山木屋は、戻りたくても戻れない場所に一変してしまった。その精神的拠り所としての価値は、放射性物質という見えざる外敵によって喪失してしまったのである。

4 自然とかかわり自然の恩恵を享受する価値の喪失

原告らは、山木屋地区の大自然の恵みを生かし、広大な農地での農作業に携わりつつ、里山での山菜やキノコ等の「山の幸」を採取していた。野菜や山菜類は、自給のためだけでなく、直売所に出して生計を立てていた農家が多く、重要な生活の糧であった。

しかし、山木屋全体の面積の 64 % を占める森林地域のうち 8 割が除染対象外であり、上記のような自然への触れ合いは、被ばくへの大きなリスクをもたらすものとして、強い恐怖感を与えるものとなってしまった。

山木屋地区のほとんどの生活用水は住宅背後の流域の谷底に設置した解放井からパイプで引水して利用しているため、小流域の森林域の除染が必要であり、住宅から一定距離の線引きによる除染では安心は得られない（甲 A253）。

仮に帰還をしたとしても、自然の恩恵を享受するという価値は、もはや得られなくなってしまったのである。

5 被ばくへの不安

山木屋では、解除後もモニタリングポストでの計測において年間積算量で 1 mSv を超える空間線量が多数の地点で観測され、現在も 1 mSv を超える地点が点在している。

山木屋に帰還したとしても、「帰還後の暮らしの場には被曝による健康リスクが確実に存在する。」と指摘されている（甲 A252）。

山木屋地区に生息する生物に生育異常が見られ、被ばくの影響の可能性がある（甲 A257）。

山木屋においては、国直轄事業による除染が行われてはいるが、山林が除染対象外となり、除染対象地の除染の効果にも重大な疑問があり、住民からはや線量を心配する声や、除染が不十分であるとの不満や苦情が多く出されている。

また、搬出の見込みが全く立っていない除染廃棄物フレコンバッグの仮置場に対する不安も根強いものがある。

準備書面156第3で述べたように、国や自治体が実施する除染については、その目標値の定め方、技術的限界、除染廃棄物の処理など、様々な問題点や限界がある。一般人・通常人が、除染に疑問を感じることは至極当然であって、このことは、住民の生活が里山に依拠しているながら山林の除染が行われない山木屋においてはさらに強調されなければならない。

住民の被ばくへの不安は計り知れないものがある。

6 生活行動の制限

山木屋の住民は重要な生活圏である山林に足を踏み入れることができないため、林業は不可能であり、農業を営むことにも様々な支障が生じる。それは、山木屋の住民にとっては当たり前の生活ができないことを意味する。

多くの住民が山木屋には帰還しないことが予想されているが、従前の山木屋の人口が概ね元どおりに回復しなければ、地域での相互扶助も機能しなくなる。たとえば、地域の若年層が減少し、高齢者世帯のみが帰還するならば、従前有効に働いていた親族や地域での高齢者を支える扶助機能も到底復活しない。

商工業についても、事故前と同様の状況に回復する見込みはなく、日用食料品を販売する商店やクリーニング店など生活に必要な施設も整わない。

医療機関、福祉施設も十分な復旧がなされる見通しもない。

山木屋では、従来は普通に行われていた生活行動 자체が著しく制限される。そのため山木屋に帰還する者の日常生活に重大な支障をもたらすことになるのは必至である。

7 生活上多大な不便と苦痛を強いられること

上記の生活行動の制限は長期間に渡って続く見込みであり、一部の住民が将来帰還したとしても、住民は生活上多大な不便と苦痛を強いられることになる。

仮に農業を再開するにしても、それには何十年もの苦難の年月を要するであろう。しかもも出荷可能な農産物の栽培は花卉などに限定されるおそれがある。農地に密接な関係のある山林に入ることすらできず、山林から放射性物質が拡散してくるという悪条件の下では、農業の継続すら困難になる。

事故前であれば山木屋の地域内で済ますことができた用事も、山木屋から遠く離れた地域に自動車で相当な時間をかけて出かけなければ済ますことができなくなる。その結果、自動車の運転ができない高齢者だけの世帯は生活自体が成り立たない。また、家族の中に病人が出た場合などには、遠く隔たった病院での治療を受けなければならず、山木屋で暮らすことも困難になる。

山木屋に従前から居住していた者が享受していた包括的平穏生活権が奪われることになるのは明らかである。

8　まとめ

原告らは、本件事故により長年住み慣れた山木屋地区を追わされて元の生活を完全に破壊され、事故から5年目を迎える現在に至るも、先行きの見通しのつかない不安で不自由な避難生活を強いられている。

原告らのこよなく愛する故郷・山木屋は、地域の面積の大半を占める山林の除染がされていないなど除染作業が極めて不十分で、いまなお放射能の脅威にさらされたままである。原告らの誇りであった地域コミュニティは回復不能なまでに崩壊しており、避難指示解除に向けてのインフラ整備もいまだ道遠しという状況にある。原告らは誰しも、ふるさとに戻れるようになることを強く願っているが、現実のふるさとは到底帰還できるような状況になっていない。

仮に今後、避難指示が解除されて山木屋に帰還する者がいたとしても、帰還する地域は、元のふるさととは全く異質で異常な、そして危険な場所である。

本件事故は今も原告方に深刻な被害を与え続けており、その被害がいつ止むのか
は見込みが立たない状況である。

被告は、避難に伴う慰謝料及びふるさと喪失による慰謝料を原告方に対して支払
わなければならないのは当然である。

以上